

モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第5回）

1 日時 平成30年4月9日（月） 13:00～14:00

2 場所 総務省 省議室（7階）

3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、北構成員、関口構成員

○総務省

坂井総務副大臣、鈴木総務審議官、武田官房総括審議官、渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、小笠原総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、徳光消費者行政第一課長、近藤電波環境課長、大塚料金サービス課企画官、川野料金サービス課課長補佐、横澤田料金サービス課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 論点整理

(3) 閉会

【新美座長】 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまからモバイル市場の公正競争促進に関する検討会第5回会合を開催いたします。年度始めのお忙しい時期にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、冒頭、カメラ撮りがありますので、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと存じます。

これまでのヒアリングやアンケートを行った関係者からのご意見や各構成員からのご指摘を踏まえ、論点案を事務局に用意してもらっております。

本日は、事務局からこれらについてご説明いただいた後、意見交換をしてみたいと存じます。

それでは、冒頭カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラ撮りの方はご

退出をお願いしたいと存じます。

それでは、モバイル市場の公正競争促進に関する論点（案）につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【大塚料金サービス課企画官】 それでは、ご説明させていただきます。お手元、配付させていただいております資料、モバイル市場の公正競争促進に関する論点（案）に基づきまして、ご説明いたします。

1 ページをお開きいただければと存じます。以下、左側に指摘事項、そして右側に方向性という形でまとめさせていただいています。

まず、1 ページですが、例えば、③にありますように、グループ内でネットワークを借りている場合には、その料金の適正化や情報開示が必要等々のご指摘をいただいています。これに対して、方向性ですが、MNOグループのサービス提供について、サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、MNO 3 グループについて検証を行うこととし、そのために会計の専門家を含む検討体制を設けることが必要ではないか。本検証は、現行制度のもとで可能なところから早急に開始すべきではないかという形になっています。

次のページ、2 ページをお開きいただければと存じます。

1 つ目の箱、⑤接続料が高いあるいは算定根拠等の情報開示が不十分であるというご指摘に対して、方向性の欄ですが、MNOの接続料算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反映される方法によることとするよう総務省からMNOに要請をしたと。こちらについては本年3月に実施したということを書いています。

次の箱、⑧ですが、接続料の実績年度の値で遡及精算を行う場合、その実施基準の明確化を希望というご指摘についてです。方向性につきましては、遡及精算の予見性の確保のため、実施基準の明確化に向けた検討を総務省において行うことが必要ではないかという形で書いています。

⑨帯域幅変更の工事が高額。柔軟な帯域幅変更を希望というご要望ですが、方向性2 つ目のポツですが、柔軟な帯域幅変更については、システム構築や工事等に伴う追加費用が見込まれるところ、現実的な実現方法や費用負担の方法等を含め、MVNOから要望がある場合には、その検討課題を抽出し、その対応可能性について検討を行うようMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないかという形で書いています。

引き続きまして、3 ページをお願いいたします。

⑩音声等の卸料金引き下げ余地があるのではないか。準定額・定額プランの音声卸料金を希望というご要望に対する方向性ですが、右側の欄、音声卸料金の低廉化等の見直しについて、MVNOから要望がある場合には、その検討課題を抽出して、その対応可能性について検討するようMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないかとまとめています。

⑫MNP時に移転元事業者が特典の提示や自社低料金プランへの勧誘等により引き留めを行う例があり、改善が必要ではないかというご指摘に対するものです。これにつきまして、方向性、右側ですが、MNPに際しての移転元事業者による引き留め機会のない移転を可能とすべきではないか。そのため、移転元でのウェブによるMNP手続を可能とすることが必要ではないかといったことを書いています。

⑬SIMカード発行等に係るスケジュールの見直しを希望ということですが、方向性としましては、SIMカードの提供等に係る処理期間について、実態把握を総務省で実施することが必要ではないかとまとめています。

⑭番、HLR/HSS連携機能の提供に係る網改造料の金額に係る情報が十分ではないというご指摘です。これに対しまして、方向性は、HLR/HSS連携機能の提供に際してのMVNOが負担する金額の根拠や適正性について、MVNOへの十分な説明を行うようMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないかとまとめています。

4ページをお開きいただければと存じます。ネットワークや端末の機能関連の項目を掲げています。

①キャリアメールの転送サービスの提供に関してですが、方向性としまして、移転後の元利用者のデータ管理の方法や費用負担の方法等の検討が必要と見込まれるところ、MVNOからの要望がある場合には、その検討課題を抽出して、その対応可能性について検討するようMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないかと掲げています。

②キャリアのフィルタリングに掛からないキャリアメール相当のサービスの実現を希望という項目です。MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われないことを希望するMVNOに対して、必要となる基準をMNOからMVNOに提示するよう要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要ではないかとしています。

③テザリングが一部の端末で依然として利用できないというものですが、これに対しま

して、テザリングの実施時期をMVNOに提示するよう、KDDI、それからソフトバンクに要請することが必要ではないかと掲げています。

④緊急通報時にGPS情報を送信する機能の実現を希望というものです。この方向性ですが、MVNOからの要望に応じて、MVNOの端末から緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案について、要因の究明等、必要な協力を行うようMNOに要請することが必要ではないかとしています。

⑤番、緊急速報（Jアラート等）の実現を希望というのですが、これにつきましては、緊急速報について、TCAが平成29年12月にAndroid端末の共通受信仕様を策定しています。その運用状況を注視することが必要ではないかと掲げています。

⑥5G等新技术によるサービスが提供される場合には、対応したサービスの実現を希望というものに関しては、MVNOからの要望に応じて協議が行われる場合には、状況を注視することが必要ではないかと掲げています。

5ページをお願いいたします。(3)、大手携帯電話事業者、関連MVNO・サブブランドとMVNOとの同等性の課題です。

①番、店舗展開や販売促進面での連携の論点です。こちらにつきまして、関連MVNOと販売連携に係る契約を締結しているMNOからは、他のMVNOに対しても販売連携について協議に応じると説明をいただいたところですが、その協議状況を注視することが必要ではないかと掲げています。

②番、MNOからのiPhoneの提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていないというご指摘です。これにつきまして、関連MVNOでないMVNOがMNOに端末の提供を求める協議の状況等について、実態把握を総務省で実施することが必要ではないかと掲げています。

③番、NTTドコモ以外の大手携帯事業者にも電気通信事業法第30条に定める禁止行為を適用すべきではないかというご指摘です。これに対して、方向性としては、グループ内取引について、ネットワークの利用の同等性の検証を通じて検証することが必要ではないかということも掲げています。

その他の(4)ですが、①050IP電話からの緊急通報の実現を希望というものです。方向性につきまして、緊急速報に必要な位置情報の伝送が050のIP電話では実施されていない。実施方法、コスト等について、050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの協議が行われる場合には、状況を注視することが必要ではないかと掲げています。

②番、LINEはMNOの利用者情報と連携した年齢認証を提供されているということですが、この実現についてのご要望です。本件要望が実現しない要因について、実態把握を総務省で実施することが必要ではないかとしています。

6ページをお願いいたします。中古端末の流通の関係です。

①番、MNOが下取りした端末の海外流出を抑制し、国内再流通を促進すべきというご要望です。これに対しまして、方向性、下取り端末の流通・販売を行う者に対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、是正を求める対象となることを明確化することが必要ではないかと掲げています。

②から⑥まで、中古端末の流通拡大に向けて、公正・中立な国内取引市場の確立が必要、あるいは修理済み中古端末の品質を確保するため、修理事業者の認証制度の導入や部品の供給が必要といったご要望です。これにつきまして、方向性ですが、1つ目にありますとおり、中古端末の売り手・買い手が、より安心して取引ができる中古端末の取引市場の形成に向けた関係者間の協力を総務省が後押しすることが必要ではないか。また、2つ目、中古端末や修理部品の第三者格付けについて、民間の共通指針の策定を総務省が後押しすることが必要ではないか等々とまとめています。

⑦番ですが、中古端末のSIMロック解除についてです。こちらにつきまして、方向性ですが、MNOが中古端末のSIMロック解除に応じるよう求めることが必要ではないかと掲げています。

7ページをお願いいたします。

引き続き中古端末についてですが、⑧番、MNOのチャンネルで中古端末を販売することが必要ではないかというご指摘です。これにつきましては、方向性として、MNOによる中古端末の販売は、MNOが利用者のニーズ等を踏まえて判断すべきではないかということと掲げています。

⑨番、中古端末普及のための古物商許可の申請手続の簡略化のご要望です。こちらにつきまして、方向性としまして、現在、警察庁において、古物商許可の申請手続の簡素化について検討がなされており、その状況を注視することが必要ではないかと掲げています。

3番、利用者の利用期間拘束の関係です。こちらにつきまして、①、②に掲げているとおり、期間拘束の自動更新は利用者の移行機会を阻害しており問題等々のご指摘があったところです。これにつきまして、方向性ですが、1つ目のポツ、期間拘束の自動更新や高額の違約金設定は、利用者の意に沿わないスイッチングコストの上昇要因となるものであ

ると。その緩和または解消に向けて、総務省において対応を行うことが必要ではないかということを書いています。

2つ目のポツですが、この対応の当面の措置として、次のような取組を行うことを検討するようMNOに要請し、この要請への各社の対応をフォローアップしていくことが必要ではないかとし、2つ書いていますが、2年契約満了時点またはそれまでに、違約金または25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずること。あるいは期間拘束の自動更新の有無による利用者への提供条件の格差を縮小することを掲げています。

9ページをお願いいたします。

③、④ですが、この期間拘束等に係る利用者へのデメリットの説明が必要というものです。方向性ですが、利用者保護ガイドラインにおいて、事業者に対して違約金に関する説明や、期間拘束や自動更新のないプランの紹介を求めているところ、これらが適切に説明されていなかったことから、昨年6月に改善を求める行政指導を実施しております。消費者保護ルールモニタリングの中で、そのフォローアップを実施するということを書いています。

⑤、⑥ですが、MNOによる残債免除施策についてです。こちらにつきまして、方向性、1つ目のポツですが、実質的に利用者の通信サービス契約期間を長期に拘束する効果のある残債免除施策については、上記効果を持つその提供条件について、MNOによる利用者への説明が徹底されることが必要ではないかと掲げています。

2つ目、上記効果のある残債免除施策は、スイッチングコストの上昇につながるものであり、総務省は、MNOによる利用者への説明の徹底などにより、利用者が不測の不利益を被ることがないように、対応を強化すべきではないかと掲げています。

4つ目の項目、利用者による利用実態に合わせたサービス選択関連です。

①事業者は、消費者が自分の利用実態に応じた選択ができるよう、料金プランや解約料なしのプラン等の紹介というのを徹底してほしいという要望です。これにつきまして、方向性ですが、MNOに対して次の措置を講ずるよう要請することが必要ではないかとしています。具体的には2つあり、データ使用料と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の料金実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を案内すること。2つ目としまして、契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実化する等、利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を

実施することとしています。

10ページをお願いいたします。

③番、日割り計算の関係です。方向性ですが、解約時の日割り計算の実施については、各種料金ごとに、その妥当性・可能性を検討するようMNOに依頼することが必要ではないかとしています。

④番、MVNOにおける利用者への説明に関して。方向性ですが、MVNOにおいても、サービス内容をわかりやすく周知することが望ましいのではないかとしています。

5番目の項目、モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針の関係です。

①から③番までは端末購入補助の関係です。方向性ですが、1つ目の項目に掲げているとおり、MNOから販売店に対して、端末代金の販売価格やその値引き額を実質的に指示するということは是正を求める対象となるということを明確化することが必要ではないか。また、3つ目の項目に掲げていますが、総務省が販売店による独占禁止法抵触の可能性がある事案を認知した場合に、公正取引委員会に情報提供を行うことについて、検討することが必要ではないかということを行っています。

最後のページ、11ページをお願いいたします。

④ですが、BWA事業者による端末購入補助についてです。方向性ですが、総務省は、現行の端末購入補助ガイドラインにより行ってきたMVNOへのモニタリングの結果、行き過ぎた端末購入補助を行っているMVNOがあるとわかったものについては、その是正を要請すべきではないかとしています。

⑤番、周波数停波等における端末の無償提供についてです。こちらにつきまして、方向性ですが、現行の端末購入補助ガイドラインにおいて、携帯電話の通信方式の変更や周波数帯の移行を伴う場合には、スマートフォンの価格に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で端末購入補助を行うことができると規定されていること踏まえて検討することが適切ではないかと書いています。

⑥番、SIMロック解除の対応期間について、しっかりと表示、周知徹底を行っていただきたいという要望です。これにつきまして、方向性ですが、SIMロック解除ガイドラインの遵守状況の監督を強化することが必要ではないかとまとめています。

6番、その他の事項です。①サブブランドや一部のMVNOによる光回線等とのセット割引、セット販売の件です。こちらにつきまして、方向性ですが、電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドラインの実施状況を注視するとともに、苦情相談の状

況等を検証し、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれのある表示等の不適切な表示が認められた場合には、その是正を求める等、必要な対応をとることが必要ではないかと掲げています。

最後、②ですが、初期契約解除制度をMVNOの音声通話付きサービスに適用するということです。これにつきましては、MVNOの音声通話付きサービスを初期契約解除制度の対象とすることが必要ではないかということをやっています。

以上、論点（案）について説明させていただきました。

【新美座長】 ご説明ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。ただいまのご説明、論点が多岐にわたっておりますけれども、順不同で結構ですので、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をよろしくお願いいたします。それでは、どうぞ。

大谷構成員、よろしくお願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。

多岐にわたる論点で、全てにわたってコメントをすることは難しいと思いますので、何点かについてご意見を申し上げたいと思います。

まず1ページの論点ですが、仮に二種指定化が議論されている事業者が二種指定化の要件を満たすようになった場合、適用されるルールが必要以上に過剰なものとならないように、よく検討する必要があると思っております。具体的には、接続料について、実際に使われないものは設けないなどの対処が当然ながら必要になってくると思います。

それから、3ページのところですが、これはヒアリングの中でも驚きましたが、⑫について、MNPの際に移転元事業者による引き留めがあるということですが、その引き留め機会をなくすために、移転元となる可能性のある事業者においては、日ごろから消費者に対する、ユーザに対する情報提供の機会を増やすなど、情報提供の仕組み、要するに引き留め機会、接点を小さくするための対応を積極的に進めていただく必要があると思っております。B to Cの関係ですが、継続的な取引関係を持ちますので、相互に信義則上の一般的な義務が生じていると思っておりますので、今、契約をやめたらどうなるのかも含めて、消費者が自ら判断できるような情報を日ごろから提供していただくことに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、4ページですが、②、③、いずれも重要な論点だと思っております。

③のテザリングについては、テザリングの実現時期もさることながら、テザリングの実

施を受けるための条件などがあれば、それも丁寧に説明していただくようお願いしたいと思っております。

そして、本当にたくさんの論点がありますが、7ページのところです。利用期間拘束のところ、2年間縛りというのは、てっきり2年間だと、ずっと思い込んでいたのですが、実態をよく伺ってみますと、2年間できっぱり切れるということでもなく、最後の1か月間のどこかで解約をしようとしても違約金が発生したりするというのが実状で、どうしても25か月目になってしまうという25か月目問題が生じているということです。これはいわゆる2年拘束という言葉から理解される内容と取引の実態が異なっているということだと思いますので、25か月目問題が発生しないように対応する必要があると思っております。

それから、公取との連携について、情報提供などをすると記載いただいたところ、販売店による取扱いについて述べられていますが、中古市場の成立に当たっても、不当な拘束などが行われていることを発見した場合には、公取への情報提供が当然ながら必要だと思いますので、その点もぜひ盛り込んでいただければと思っております。

いずれも重要な論点ですが、MVNOにとって真のニーズがあるかどうかというのは、必ずしも濃淡があり得るところで、全て、ここまでしなければいけないのかといった問題もあると思います。MVNOの真のニーズというのを確認しながら、例えば、キャリアメールの扱いなどについても、本当にそれが必要なかどうかということは、立ちどまって考えながら検討を進めるように、今後していただければと思っております。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。

事務局の方で、何かコメントすることはありますか。ただいまのコメントについてお話しすることがあればですが、いずれもご意見であると理解していますので、今後の取りまとめの中で生かしていただけるということでもよろしいでしょうか。

それでは、他にご意見、ご質問ありましたら、相田構成員、よろしく申し上げます。

【相田座長代理】 全体を通じて、私が思っていたことをおおよそまとめていただいたと思っておりますが、1点、9ページの4の利用者による利用実態に合わせたサービス選択ということについて、ちょうど今、新年度ということで、年度替わりで利用実態が変わる利用者の方もいらっしゃると思いますが、過去の利用実績等に基づき料金が適正となる料金プランの例を案内するというような方法では、これは現在契約している事業者しか、こ

の情報は知り得ません。もちろん、これはこれでやっていただいて構わないですが、どちらかというと標準的に利用する方が損にならないような、誰も損にならないような料金プランをお考えいただくということが、最初にあってほしいという感想です。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。これは非常に重要なことだと思います。

他にご意見、ご質問ありましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

北構成員、何かありますか。よろしくお願ひします。

【北構成員】 ものすごく長くなると思います。

まず論点（案）全体を読ませていただきまして、MVNOからの意見、それから構成員からの意見を最大限取り込んだ内容になっていると思います。

ただ、これは論点（案）ペーパーですので、左側に指摘事項、右側に方向性という書き方になっていますが、この間にはさまざまな検討の経緯があるわけです。

例えば、第3回会合で、私が1ページ目のグループのMVNO・サブブランドが提供するMNOと同等の品質で廉価なプランについて検証が必要だということに対して、MVNOからユーザ数と借りている帯域幅のデータを出していただけないかというお願ひをしたところ、第4回会合時に構成員限りという形でデータが出てまいりました。

結局、その結果を見てみると、特にUQモバイルにかかっていた、非常に広い帯域を借りているのではないかという疑義は晴れたのではないかと思います。他のMVNOよりしっかりとした帯域を確保している、だから速度が落ちないということなのですが、その事実についてはしっかり書き込むべきです。さはさりながら、BWAとの関係、それからKDDIとの間でミルク補給的なものがあるのではないかといった疑義はまだ晴れていないですから、これから新たに検証を行うという書き方になっているわけです。そこを丁寧に、ここは分かった、まだここは分かっていないという、そのような書き方をしないと、全体がもやもやしたまま進んでいくことになってしまいます。これからの取りまとめの中では、分かったこと、まだ分からないことを切り分けて記述していただきたいと思います。これは全体の話です。

3ページです。MNPでの引き留めですが、私先週、携帯電話ショップに取材に行って、スタッフに実際どうなのかを尋ねました。お客様が来られて、移転元キャリアにその場で電話をして、MNP予約番号を発出してもらうときに、すぐ電話がかかるかなど、色々聞いてみたら、まずコールセンターに繋がらない。やっと繋がっても、何万ポイントを提

示されたり、それ自体が悪いというわけではないですが、あの手この手の引き留めが実態として起こっていました。それから、MNPの手続をスマートフォンやパソコンでできない社があるということなので、ここに書いてあるとおり、移転元キャリアでのウェブによるMNP手続を可能とするということを、是非実行していただきたいと思います。

それから、5ページ目ですが、一番上の①の指摘事項というのは、店舗展開や販売促進面において、MNOと関連MVNO・サブブランド間の連携が過度に行われているということが問題なのであって、連携が行われているということ自体は当たり前であり、悪いことではないと考えます。ただ、これに対する方向性が、関連MVNOと販売連携に係る契約を締結しているMNOから、他のMVNOに対しても販売連携に応じるという説明がありました、という内容なのですが、過度ということに対しては何も答えていなくて、少し言葉を濁して書いています。

要はKDDIとUQの関係で、例えば、UQスポットはauショップの代理店が運営している。他のMVNO、auのMVNOが、我々もauショップで扱ってほしい、要するに販売連携をしてくださいというようなことが、ここで書かれているものと思います。しかし、過度に行われているという部分の指摘事項は、要はミルク補給が行われているのではないかということだと思います。ここについては、1ページ目で、MNOグループのサービス提供条件やグループ内取引において不当な差別的取扱いがないかを検証しようということなので、この5ページの一番上の指摘事項に対する方向性については、2つの解があるのではないかと思います。

6ページ目の端末修理のところについて、説明いただきたいことがあります。修理部品の第三者格付けというのは、例えば、どのようなものなのかということ、そして適正な修理部品の流通を総務省が後押しするというのは、誰に対して何を要請するのかということ質問させてください。

それから、このページの一番下ですが、中古端末のSIMロック解除について確認です。IMEI情報が×のもの、つまり盗品や不払い端末は除くということですが、これが△のものについてはどうするのかということをご説明いただければと思います。

7ページ目。2年縛りの実質25か月縛り問題ですが、当面の措置として、25か月目の通信料金アンド・オア違約金というものを支払わずに解約できる措置を、是非3MNOにご検討いただきたいと思います。ただ、具体的にどのようなやり方があるのかを色々考えてみても、これがベストだという方法がなかなか見つからないとは思いますが、是非知

恵を絞って、よいプランを考えていただきたいと思います。

9 ページですが、端末の残債免除施策について、私が過去の会合で申し上げたことをしっかり取り上げていただき、ありがとうございます。端末は返さなければならないとか、プログラムの継続が条件といったことは、しっかりと消費者、利用者の方に説明していただきたい。これは当たり前のことなので、利用が徹底されることが必要ではないか。できれば消費者保護ガイドラインに加えていただければと思います。説明事項が増えて大変ですが、しかし、これこそしっかり説明しないと大変なことになると思います。

10 ページ。高額キャッシュバックの件ですが、やはりここは難しいです。3月末の商戦を見ても、iPhone 8が一括ゼロ円、キャッシュバック5万円、7万円というような売り方がされていて、ガイドラインが入る前と変わらないのではないかという状況になってしまっています。何とかガイドラインの穴を防ぐことで対応してきたわけですが、やはり「販売店独自値引き」という言い方をされればどうしようもありません。公正取引委員会に情報提供を行うということを書いていただいておりますが、しっかり連携していただきたいと思います。「公正取引委員会に情報提供を行うことについて検討することが必要」とありますが、「行うことが必要ではないか」。書きづらいところがあるとは思いますが、ここは是非しっかりやっていただきたいと思います。

2 ポツ目のところですが、是非、MNOから販売店に対して端末代金の販売価格やその値引き額を実質的に指示することは是正対象ですと、明確化していただきたいわけですが、MNOが販売店に対して、このお金を値引きに使ってくださいと指示していることをつかむのは非常に難しい。販売店からの垂れ込みがあれば発覚するわけですが、一般的には、なかなかそのような行為は販売店に期待できないわけです。そうなってくると、ここに書いてあることは、実効性を伴わないのではないかと思います。

ただ、是正対象であることを明確化する、あるいはそのような形で実質的に支出した金額も端末購入補助に当たることを明示することは必要だと思います。大事なのは、そのような行為が実際に発覚していないからセーフということではなくて、そういう行為自体が是正対象となる行為であるということ、キャリア、そして販売店に是非認識していただきたいと思うわけです。ばれなければよいだろう、あるいはガイドラインを明示的に破ってはいないということで、勝てば官軍ではないですが、そういうことをうまく使って巧みに売るということをやしとするのではなくて、そういう行為自体、利用者間の公平性であったり、利用者の流動性を阻害する行為であるということ、是非ご認識いただきたい。

それ以上、なかなか言えなくて歯がゆいところではありますが、今回は明文化することに意義があると思っています。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。幅広くご指摘いただきましたが、6ページに関連しまして、3点質問があったかと思しますので、事務局からご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

【藤野料金サービス課長】 色々ご指摘ありがとうございます。

修理部品の格付けの点ですが、これはある程度、関係団体において行われています。格付け自体行われているところ、これを共通化することについて後押ししてはいかがかということですが。

それから、修理部品の流通のところですが、誰がこれを後押しするかというのは、総務省になりますが、どなたにどのようなことを要請するのかというのは若干機微なところがあります。関係各所に、流通の円滑化というところを、色々な意味でお願いしていこうかと考えています。

それから、中古端末のSIMロック解除のところですが、ここで言っているのは、盗品等と確認されたものは除くとしていますが、北構成員ご指摘のとおり、三角のところをどうするのかというのはあると思います。三角だからSIMロック解除に応じなくていいということでもないのですが、ただ、そのグレーの濃さとも色々あると思います。そこについて柔軟な対応、どのようにできるかというところは、よく考えていこうと思っています。

10ページのところもご指摘いただきました。10ページの下から2つ目のところ、公取への情報提供ですが、情報提供これは情報を提出する側と受ける側がいますので、受ける側の方のご意向も色々と考えて検討していく必要があるということです。

それから、価格や値引き額の実質的な指示等のところですが、ご指摘いただいておりますとおり、まず、何がいけないのかということを確認化すること、今回、重点を置いています。その際に、どのような行為がいけないのかということ、できるだけ分かりやすく、具体的にお示しして、そのような意識を持っていただくことを進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【新美座長】 北構成員、よろしいですか。

それでは、他に。関口構成員、いかがでしょうか。

【関口構成員】 手短かに。今、ご説明いただいた、この資料で、1ページのところが非

常に大きなテーマだと思います。ここについては、今後の新たな検討体制を設けて、そこで詳細を詰めるということですので、今後の取組で詰まっていけばいい。その意味では、1つの方向性を示しており、この資料は、他の点についても網羅的に整理してくださっていると思います。

1点だけ、3ページ目の⑫に関してですが、今、MNO 3社の中で、ウェブでモバイルナンバーポータビリティ手続きができるのは1社だけということを知っています。本日は3社とも傍聴されていると思うので、少し苦言を呈させていただくと、情報通信産業の中核企業が、今の時代にウェブでMNP手続きができないようにしているというのは何なのだろうと、少し恥ずかしいと思っていただきたい。このような文章を書かなければいけないということ自体が、感覚がずれているというべきであって、是非早急にこのような文章を削ってもよいような状況にさせていただきたいと思います。少なくとも転出を希望される方が転出元に行けば、どう考えても引き留めの提示をするということは容易に想像できます。ですから、移転元と移転希望する方との接触のポイントをいかに減らしていくかということが、この⑫のポイントだと思いますが、そもそも、なぜこの時代にウェブでそのようなことができるようにしておかないのかということ自体を、もう少し自問いただきたいと思っています。

やや厳しい言葉ですが、以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。今の情報社会から考えれば、個人的には極めて的を射たご指摘だと思いますが、これはまた、さらにMNOとの意見交換の中で進めていきたいと思っています。

それでは、一通りご意見いただきましたが、私もここで簡単に意見を申し上げます。個別の論点といいますよりも、最初に出てきましたように、何が公平なのかというのは決めるのが非常に難しい。これは昔から言われておまして、経済学は効率性については数字が出せる、公平性については数字が出せない、従って、どうしても効率性に傾くというのが経済学者の通説になっております。公正な競争というときには、どのようにそれを確保するかということは、経済学のみならず、法律学でも非常に難しい問題です。そのようなときによく使う法律的な手法というのは、実体的に不公平かどうかではなく、情報をきちんと出した上で、判断はどうするのかは広く社会の判断に任せるという、ある意味で情報によるコントロールというものが考え出されてきております。これは通信行政だけではなく、色々な最先端の領域では、そのようなやり方がなされております。得られた情報を基

に、このような疑いがあるが、一体どうなのか、きちんと説明してくださいというシステムを構築していくのが、今後、必要になってくるのではないかと思います。

一例としまして、販売促進費について、過剰であるとか過剰でないというのは一概には決められません。しかし、どのような形で販促費を出しているのかを聞くだけで、私は十分に公平性を確保するための道は開けるのではないかと思います。規制の方法は色々ありますが、情報によるコントロールという手法を、この分野でもっと導入してよいのではないかと考えております。すぐに状況が変わるわけにはいかないと思いますが、難しい微妙な問題については有効だと思いますので、是非ご検討いただきたいと思います。

一通りご意見いただきましたが、なお補足があれば。では、北構成員、お願いします。

【北構成員】 BWA事業者がMNOとしてサービスを提供し、高額なキャッシュバックを行っているということですが、これは今の端末購入補助ガイドラインにも、MVNOが不適正な端末購入補助を行い、他のMVNOの新規参入、成長の阻害を招くおそれがないかを注視し、必要に応じて本ガイドラインの適用範囲について検討するものとする、という記載がありまして、私はMVNOに対しても、適用範囲は別途検討する必要があると思いますが、基本的にガイドラインを適用すべきではないかと思います。

当時、このガイドラインをつくっていたときに、端末を大幅に値引きできるようなMVNOは現れないのではないか、そんな体力はないだろうということがあって、まずは注視ということにしたのですが、実際はそういうMVNOも現れているということなので、MNOと同じラインで見なければよいのではないかなと思います。

それから、⑤の事業者起因の周波数停波ですが、いよいよPHSが先日、3月31日をもって、新規受付や機種変更の受付停止をしたと聞いています。この後、1年後か2年後かに停波ということになると思います。ユーザ数を把握していませんが、それなりのユーザがいらっしゃると思います。停波されたユーザとしては、LTE、スマートフォン等に乗りかえなければいけない。そのときの端末購入補助は、ガイドラインの「スマートフォンの価格に相当するよう行き過ぎた額とならない範囲で」というところで規定すればよいのではないかと思います。

それから、6番の①ですが、主語が、MVNOさんからの指摘事項なので、「サブブランドや一部のMVNOでは」と書かれていますが、これはMVNOだけの話ではなくて、MNOも含めて、色々な条件が重なって初めてその金額になるような最安値を「何々円から」などという表現を使って広告宣伝を行っているという行為が、散見どころか、百見されて

いるわけでありませぬ。業界には、この自主規制のガイドラインがありますが、もはや、この実施状況を注視する場合ではない。もう実施状況を注視する期間は終わりました。もはや期待できると思えませぬ。ですので、しっかりと利用者からの誤認、あるいは苦情相談を把握した上で、特に有利誤認を招くような広告宣伝については、しっかりとその是正を求めていただきたいと思ひます。これは携帯電話業界が消費者からの信頼を取り戻す上でも本当に重要なことでありませぬ。ショップで働くスタッフからも、宣伝を見たといひってお客様が来られると聞いていませぬ。1,480円や1,980円で契約できると思ひてお客様が来る。しかし、「実はこれとこれに入っていたかかないといひませぬ。光にも入っていたか」となる。そのようなお客様に対して、スタッフは半ば申しわけないと思ひながら、しかし、ビジネスですので、しっかりと、さらに上のプランを売るといひ、非常に高度な接客をされているわけですが、そのような行為は気持ちのよいものではないですし、ショップスタッフは心理的にそのようなことをすることに對してストレスを感じていませぬ。「ESなくしてCSなし」といひ言葉がありますが、このような宣伝でお客様を誘引して、お客様に誤認を与える行為は、業界を挙げてなくしていかなければ、本当に将来、携帯ショップで働く人はいなくなってしまうのではないか、そのように危惧していませぬ。特に品のない、最安値を連呼するようなCM。線を引くのが難しいと思ひますが、よりどころはやはり苦情でしょうか。利用者、消費者からの苦情相談の件数をしっかりと分析していただき、そのようなものが多いといひことであれば、しっかりと是正していただきたいと思ひます。

以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

それでは、非常に多岐にわたる論点につきて、それぞれの射たご意見をいただいたかと思ひます。本日の議論を踏まえて論点を整理することにしたいと存じませぬ。

最後に、坂井副大臣からお言葉をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【坂井総務副大臣】 本日もご議論いただきありがとうございます。なかなか厳しいご意見もあったかと思ひますが、本当に必要なことをご指摘いただきました。適切な議論が積み重ねられてきたのではないかと思ひておひます。

本日の議論を中心に、取りまとめをさせていただきますが、その後も、この方向性が具

体的にどのような形で実現していくかといったところまで、また先生方に、色々ご指導
いただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをしたいと思います。
どうもありがとうございました。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これにて本日の議事は全て終了いたしました。事務局から連絡事項があれば、
よろしくお願いいたします。

【横澤田料金サービス課課長補佐】 次回検討会につきましては、4月16日、月曜日、
16時半からの開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【新美座長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会第5回会合を終了させ
ていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、また熱心なご議論をいた
だきまして、大変ありがとうございました。

以上